

香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計及び  
産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務委託仕様書

1 目的

本業務は、香川県廃棄物処理計画の策定など、今後の施策の検討の基礎資料とするため、一般廃棄物については、本県における一般廃棄物の排出量等の将来推計を行い、産業廃棄物については、本県の産業廃棄物処理業者の処分実績等の状況を把握することにより、産業廃棄物の減量化及びリサイクルの状況を分析し、排出量等の将来推計を行う。

2 業務の名称

香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計業務及び産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務の内容

(1) 香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計業務

過去の実績値や国立社会保障・人口問題研究所が公表する人口推計などを基に、本県の令和32年度までの一般廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量、最終処分量の将来推計を行う。なお、令和12年度までの推計に関して、別の予測式に拠ることにより精度の高い推計を行える場合は、これを併せて行うものとする。

将来推計を行う場合、構成市町ごとに「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」等の項目別の将来推計を行い、これらの合計値を本県の将来推計値とする。

データ入力・集計・解析の書式等は、委託者（以下「県」という。）と協議の上、受託者において作成するものとする。

(2) 産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務

産業廃棄物処理業者から報告のあった産業廃棄物処理実績等を集計し、令和6年度の産業廃棄物の排出量及び減量化・リサイクル状況の分析を行う。また、産業廃棄物の県内外の移動、将来の排出量予測等についても分析を行うものとする。

データ入力・集計・解析の書式等は、県と協議の上、受託者において作成するものとする。以下、詳細を記す。

①データ整理・入力

データ数は約73,000件（令和5年度実績）。ただし、実際の業務にあたっては、増減することがある。

香川県産業廃棄物処理等指導要綱に基づく「運搬実績報告書」及び「処分実績報告書」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「多量排出事業者の処理計画実施状況報告書」等をもとに、産業廃棄物の排出量、中間処理量、減量化量、資源化量の最終処分量等のデータ整理・入力を行

う。

## ②集計・解析

以下の項目について、データの集計・解析を行う。

令和5年度産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務報告書（以下令和5年度調査業務報告書という。）と同様形式にて整理する（業種別排出状況については、令和元年度産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務報告書（以下、令和元年度調査業務報告書という。）と同様形式で整理する。）。

	県内で排出された産業廃棄物		県外から搬入された産業廃棄物	
		特別管理産業廃棄物		特別管理産業廃棄物
種類別排出量	○	○	○	○
処理処分状況の概要	○	○	○	○
種類別の処理処分状況	○	○	○	○
再生利用の状況	○		○	
最終処分の状況	○	○	○	
地域別排出状況	○	○		
都道府県別県外搬出状況	○	○		
都道府県別県外搬入状況			○	○

## ③廃棄物種類別処理フローの作成

「排出量」、「中間処理量」、「直接最終処分量」、「県外搬出量」、「中間処理後残渣量」、「中間処理後再生利用量」、「再生利用量」、「減量化量」、「中間処理後最終処分量」、「最終処分量（県内廃棄物）」、「県外搬入量」、「県外搬入最終処分量」及び「最終処分量」についてフロー図を作成する。

令和5年度調査業務報告書と同様形式にて整理する。

## ④業種別の排出・処理状況

業種毎に産業廃棄物種類別の排出量を整理し、表（産業廃棄物の種類毎の排出量）及び図（棒グラフ）を作成するとともに、「排出量」、「中間処理量」、「直接最終処分量」、「県外搬出量」、「中間処理後残渣量」、「中間処理後再生利用量」、「再生利用量」、「減量化量」、「中間処理後最終処分量」及び「最終処分量（県内廃棄物）」についてフロー図を作成する。

令和元年度調査業務報告書と同様形式で整理する。

排出事業者の業種については、別紙「排出事業者の業種の特定について」を参照すること。

## ⑤排出量の将来予測

令和6年度から令和15年度まで（10年間）の産業廃棄物の排出量について、将来予測を行う。将来予測に用いる活動量指数及び将来予測の手法は、受託者が適切に設定し、業務実施計画書に明示すること。

令和元年度調査業務報告書と同様形式で整理する。

排出事業者の業種については、別紙「排出事業者の業種の特定について」を参照すること。

## 5 業務着手前に提出する書類等

次に示す書類等を、内容をあらかじめ県と協議、精査したうえで提出する。

- ・業務工程表
- ・業務実施計画書
- ・必要に応じて県が指定する書類

## 6 業務完了時に提出する書類等（成果品）

提出すべき成果品は、次のとおりとする。なお、その内容については、あらかじめ県と協議、精査したものとする。

※ 電子データは、Microsoft Windows 10 pro 上で稼働する Microsoft Word 2016 及び Microsoft Excel 2016 若しくはこれと完全互換性のあるソフトウェアで作成すること。

### (1) 4の(1)の業務関係

- 報告書 A4版 10部  
その内容を収めたCD-R等 一式
- 収集資料その他指示するもの 一式

### (2) 4の(2)の業務関係

- 産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務報告書 一式  
（4の(2)の②～⑤で指定する体裁・形式により、紙及び電子データ（CD-R）で提出すること）
- 基本データ 一式（集計過程で作成した原入力データ（電子データ））
- 収集資料その他担当者が指示するもの

## 7 留意事項

### (1) 4の(1)の業務関係

① 県から貸与できる資料（委託期間中に改定された場合は改定後の資料をこれに加える。）は、次のとおりである。受託者が資料の貸与を受ける場合は、リストを作成して県に提出する。貸与された資料は、業務完了時に全て返却する。

- 日本の廃棄物処理（令和4年度実績まで）
- 一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度実績まで）
- 香川県環境白書（令和5年度版まで）
- 香川県廃棄物処理計画（令和3年10月策定）
- 香川県ゴミ広域化・集約化計画（令和4年3月策定）
- 香川県分別収集促進計画（令和4年8月策定）
- 香川県環境基本計画（令和3年10月策定）
- 香川県災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）

② 受託者は、県と十分な打合せを行うとともに、令和6年12月末に中間報告を行う。

### (2) 4の(2)の業務関係

① 県は、処理実績等のデータを契約以降速やかに受託者に原則手渡しにて提供する（郵送等によ

る場合は、送料は受託者負担とする。)。なお、データの提供は、処理業者等からの提出状況によっては複数回となる場合がある。

- ② 受託者は、県と十分な打合せを行うとともに、産業廃棄物減量化・リサイクル状況調査について令和6年12月末に中間報告を行う。中間報告時には、県下の排出量、中間処理量、減量化量、資源化量、最終処分量について報告を行う。

### (3) 共通

- ① 受託者は、契約時、資料貸与時、中間報告時、全調査の概要報告時、その他必要時に来課の上、打ち合わせを行うものとし、来課時の費用については、受託者の負担とする。
- ② 本調査の集計及び推計等にあたっては、使用した指標、推計方法を明らかにすること。また、計算ミス、転記ミスが発生しないように、十分にチェックすること。
- ③ 受託者が資料の貸与を受ける場合は、リストを作成して県に提出する。貸与された資料は、業務完了時に原則として全て返却する。
- ④ 受託者は、本業務において知り得た内容を、県の許可なくして他の業務に使用又は公表してはならない。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。
- ⑥ 令和6年12月末までに中間報告がなされる見込みがないと県が判断し、県の指示した事項に対して改善が見られない場合は、県は契約を解除し、違約金を請求することができるものとする。なお、受託業者の責によらない場合は、この限りでない。
- ⑦ 令和7年1月末までに、全調査の概要報告を行う。
- ⑧ 成果品については公表することがある。

## 排出事業者の業種の特定について

- 1 業種の整理は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づく業種区分を基本とし、大分類ごとに整理する。

A 農業、林業	K 不動産業、物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	O 教育、学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス事業
H 運輸業、郵便業	R サービス業（他に分類されないもの）
I 卸売業、小売業	S 公務（他に分類されないもの）
J 金融業、保険業	T 分類不能の産業

- 2 排出事業者の社名等の情報をインターネット等で検索し、業種を特定する。
- 3 次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の排出事業者の業種は、原則、右欄に示す業種の範囲で特定する。

産業廃棄物の種類	業種
紙くず	D 建設業 E 製造業 G 情報通信業
木くず	D 建設業 E 製造業 I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 (貨物流通のパレット等は、業種の指定なし)
繊維くず	D 建設業 E 製造業
動植物性残さ	E 製造業
動物系固形不要物	R サービス業（他に分類されないもの）
動物のふん尿	A 農業、林業
動物の死体	A 農業、林業

- 1 香川県産業廃棄物処理等指導要綱関係
  - 様式第 13 号 産業廃棄物処理実績報告書 7 ページ
  - 様式第 15 号その 1 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 8 ページ
  - 様式第 15 号その 2 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 10 ページ
  - 様式第 15 号その 2 (別紙) 産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 12 ページ
  
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則)
  - 様式第二号の九 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 13 ページ
  - 様式第二号の十四 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 16 ページ
  
- 3 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例関係  
(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則)
  - 第 5 号様式 県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書 19 ページ

※ 上記以外に、県が作成する集計データを利用することがある。

産業廃棄物処理実績報告書 ( 年度)

年 月 日

殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

実績なし  
 実績あり いずれかに。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地					電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t・m <sup>3</sup> )				処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m <sup>3</sup> )			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

注

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
- 最終処分場にあつては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 ( 年度)

年 月 日

殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

実績なし  
 実績あり いずれかに。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）			運搬先		引き渡した者		
	許可番号	氏名または名称	受託量 (t・m <sup>3</sup> )	名 称	運搬量 (t・m <sup>3</sup> )	許可番号	氏名または名称	引渡数量 (t・m <sup>3</sup> )
	住 所			住 所		住 所		



産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 ( 年度)

年 月 日

殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

実績なし  
 実績あり いずれかに。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）			許可年月日	年 月 日			許可番号		引 き 渡 し た 者		
	産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	許可番号	氏名または名称	受託量 (t・m <sup>3</sup> )	処分方法	処分量 (t・m <sup>3</sup> )	処分後量 (t・m <sup>3</sup> )	許可番号	氏名または名称	委託内容	委託量 (t・m <sup>3</sup> )	
	住所				処分場所			住所				

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）				処 分			引 き 渡 し た 者				
	許 可 番 号	氏名または名称	受 託 量 (t・m <sup>3</sup> )		処分方法	処分量 (t・m <sup>3</sup> )	処分後量 (t・m <sup>3</sup> )	許 可 番 号	氏名または名称	委託内容	委託量 (t・m <sup>3</sup> )	
	住 所				処 分 場 所			住 所				

注

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、処分業者からの再委託であるときは、委託者の住所の欄には、当該産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。
- 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、委託者の空欄には、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては「(残)」と、処分の再委託の場合にあっては、引き渡した者の空欄に「(再)」と記載すること。
- 4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。



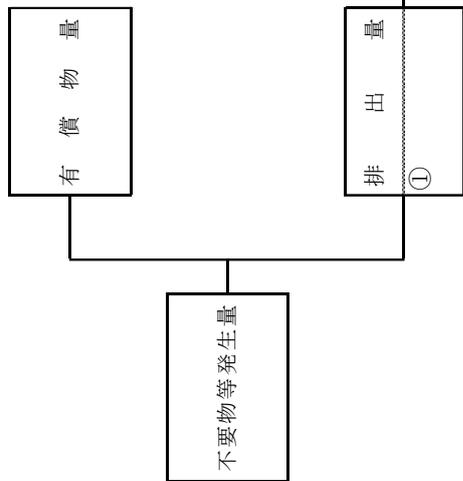
様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

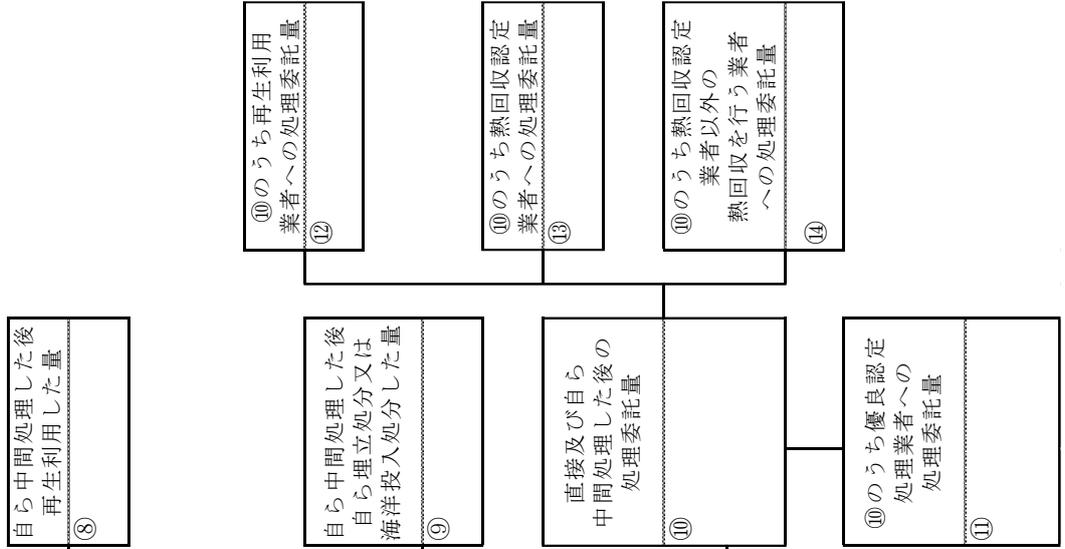
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)			
提出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、			年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: )



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



備考

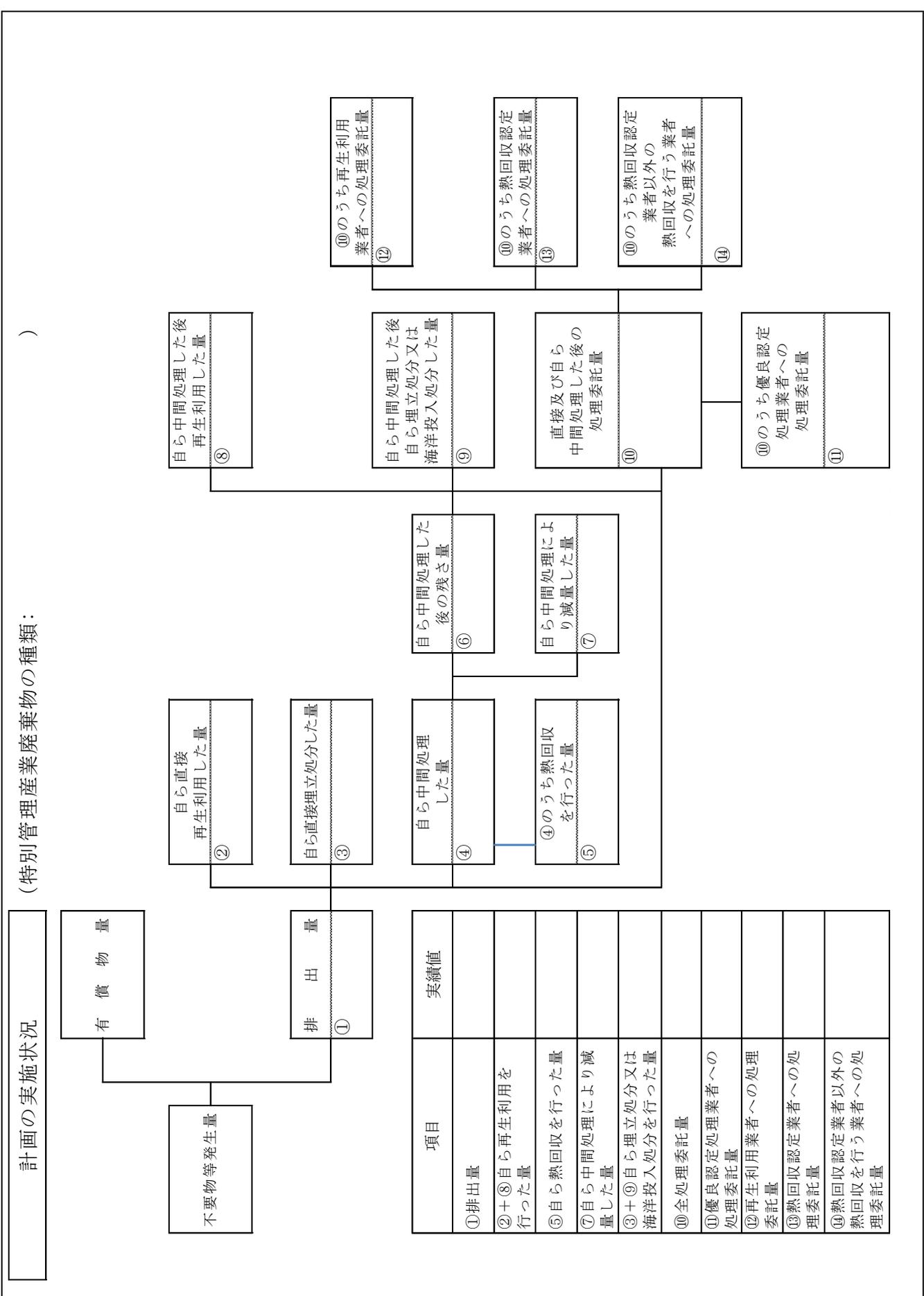
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)			
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、			年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（表面）

県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏  
名

名

電話番号

年 月から 月までの間（ 年第 四半期）の県外産業廃棄物の循環的な利用の状況について、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第10条の規定により報告書を提出します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号		
事業場の所在地				
県外産業廃棄物	一般的な名称			
	種類			
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		排出事業場の名称及び所在地		
	搬入状況	搬入年月	搬入量	
		年 月		
年 月				
保管量				
再生品	種類			
	性状			
	製造量			
	取引又は出荷の状況			

(裏面)

循環的な利用に伴い生じた廃棄物	一般的な名称	
	種 類	
	性 状	
	発 生 量	
	処 分 方 法	
	処 分 量	
循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況		
参 考 事 項		

備考

- 1 毎年1回以上再生品の成分を分析し、その結果を翌年1月から3月までの期間の報告書の再生品の性状の欄に記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の保管量については、当該四半期の末日現在の数量を記載してください。
- 3 当該四半期に排ガスの性状、放流水の水質等を測定したときは、その測定の状況及び結果を循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況の欄に記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。